

現	際	三	と	郷	成	興	或	本	三	佐	題	三	三	還	省	私	の	の	の	佐	三	二	一	施	
地	共	う	二	上	案	覚	は	二	も	藤	を	本	三	同	で	は	あ	う	一	向	藤	三	二	一	施
の	通	の	三	カ	を	の	を	に	カ	と	話	外	三	に	題	懇	下	二	一	題	三	二	一	施	
分	の	二	に	急	自	の	於	と	順	次	合	相	三	に	談	回	カ	と	回	を	理	三	二	一	施
裂	分	各	現	め	民	作	二	私	次	仁	由	九	三	あ	し	駐	ら	は	真	は	三	二	一	施	
す	母	政	地	に	党	成	は	は	上	推	上	月	三	る	に	米	で	或	三	理	面	三	二	一	施
よ	以	天	繩	カ	あ	も	急	各	測	二	結	は	三	と	大	便	三	程	の	の	月	三	二	一	施
う	で	マ	の	一	小	委	つ	党	し	積	局	は	三	至	便	の	う	度	二	ら	渡	三	二	一	施
で	対	の	方	二	委	つ	と	二	上	と	米	は	三	明	の	赴	の	の	取	上	の	三	二	一	施
は	処	主	は	二	買	つ	と	二	上	と	米	は	三	言	便	任	見	事	二	の	三	二	一	施	
事	可	張	ど	三	私	会	あ	も	二	二	一	は	三	し	命	直	透	二	の	最	三	二	一	施	
の	べ	は	う	二	十	を	具	三	二	三	米	は	三	決	可	前	一	内	三	重	三	二	一	施	
成	き	あ	の	二	の	け	案	三	二	三	米	は	三	意	沖	同	と	外	意	課	三	二	一	施	
就	の	う	二	一	積	を	提	三	二	三	米	は	三	の	の	大	期	に	問	題	三	二	一	施	
マ	と	の	あ	二	買	と	極	三	二	三	米	は	三	の	の	施	可	を	表	三	二	一	施		
イ	考	二	二	一	と	極	三	二	三	米	は	三	の	の	政	と	可	三	三	三	三	二	一	施	
ス	る	の	あ	二	一	的	三	二	三	米	は	三	の	の	返	務	三	二	三	三	三	二	一	施	

大田法律事務所

東京部中央区銀座三ノ五 新聞会館三F三〇〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(六六)八八六八・八八六九

観念論	了	歳	不	仲	在	即	基	混	二	運	再	二	要	八	三	又	運	二	新	し	音	可	政	そ	の	夫	と
念論	了	百	利	繩	の	ち	地	せ	る	動	度	あ	は	三	又	全	づ	れ	り	に	マ	る	权	二	の	夫	と
論	の	現	に	專	い		の	る	二	は	提	る		三	同	り	年	で	純	の	ニ	返	ど	の	も	ら	
の	は	實	の	地	わ	今	徹	ニ	と	レ	言		共	の	民	る	イ	十	粹	の	と	還	の	共	畢	う	
ふ	の	を	る	の	ん	の	去	と	の	二	一	通	の	の	の	よ	テ	あ	の	政	の	早	地	共	通	の	
し	の	直	の	存	や	ま	が	は	肝	二	に		分	早	結	う	不	る	民	权	あ	期	の	通	の	分	
る	の	視	ら	統	で	ま	伴	沢	要	の	い		母	の	集	じ	口		族	返	る	期	の	あ	と	母	
		し	格	の	あ	と	の	し	で	焦			を	と	在	二	ト		的	還		實	問	あ	二	と	
私共		可	別			と	の	の	策	る	車	以	て	に	か	の	に	能	に	望	は	現	は	三	は	は	
の		能	然	仲	繩			の	の	施	時	て	カ	は	上	あ	の	に	根	に	は	共	姑		!		
願望		の	ら	い		い	施	得	あ	政	矣		強	の	に	の	に	ざ	の	悲	イ	通	の	施	基	地	
達		途	や	と		う	政	に	れ	の	ま		く	の	大	は	の	可	可	願	デ	の	指	政	地	の	
成		を	る			の	の	の	返	く	返		押	の	き	通	の	可	悲	キ	口	標	と	返	の	分	
に		選	以	己		の	返	己	二	還	れ	進	め	の	大	の	力	の	悲	願	キ	と	先	還	の	離	
に		ふ	上	現		の	還	己	れ	一	は	め	る	の	大	の	を	の	願	キ	一	し	の	還	の	論	
に		へ	内	在		の	還	己	や	矣	吾	る	二	の	大	の	を	の	願	キ	十	の	還	の	論	も	
に		き	外	り		の	不	い	と	に	々	る	と	の	大	の	を	の	願	キ	十	の	還	の	論	も	
に		の	の	も		の	不	い	と	に	々	る	と	の	大	の	を	の	願	キ	十	の	還	の	論	も	
に		あ	冷	も		の	不	い	と	に	々	る	と	の	大	の	を	の	願	キ	十	の	還	の	論	も	
		何		何		の	不	い	と	に	々	る	と	の	大	の	を	の	願	キ	十	の	還	の	論	も	
		要		要		の	不	い	と	に	々	る	と	の	大	の	を	の	願	キ	十	の	還	の	論	も	

大田法律事務所

東京部中央区銀座三ノ五 新聞会館三下三〇号
 弁護士 大田政作
 電話東京(呉) 八八六八・八八六九

十	私兵	はるまじ	起す	太平洋	戦争	の	後	始末	とし
の	講和	条約	に	野党	一部	の	後	始末	とし
主	張	に	吉田	自由	党	又	改進	党	は
の	勢	を	一	部	講和	に	踏切	日	は
も	し	全	部	講和	に	踏切	日	は	今
頃	ど	全	部	講和	に	踏切	日	は	今
ソ	連	他	に	講和	に	踏切	日	は	今
に	あ	に	今	尚	講和	に	踏切	日	は
金	面	を	固執	の	講和	に	踏切	日	は
軍	事	占	領	に	講和	に	踏切	日	は
立	は	れ	下	に	講和	に	踏切	日	は
事	を	進	め	に	講和	に	踏切	日	は
観	念	論	は	め	に	講和	に	踏切	日

大田法律事務所

十一	施政	権返	還	の	成	就	は	期	待	出	来	ぬ
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
遠	い	級	を	流	さ	れ	る	機	会	を	逸	し
今	や	論	議	に	費	可	に	余	り	に	時	期
一	気	に	押	切	共	に	余	り	に	時	期	盛
近	頃	復	帰	り	に	余	り	に	時	期	盛	り
還	と	言	葉	の	運	を	ま	す	ま	す	時	期
こ	れ	は	私	兵	の	運	を	ま	す	ま	時	期
る	た	問	題	の	運	を	ま	す	ま	時	期	盛
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出
の	施	政	権	返	還	の	成	就	は	期	待	出

東京部中央区銀座三ノ五 新聞会館三下三〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(長七) 八八六八・八八六九

米國をせしめてその保有する施政権を放棄即ち返還せしむることの論議は、維新の際に日米の友好と協調が必須である。その理由は、我が國の行政の奉還が明治維新の根本幹線であるからである。

五、時流の如く、我が國の政治、経済、社会各方面に、大規模な改革の必要がある。この改革は、戦前の水準に引き上げ、戦後の水準に引き上げるものである。

六、我が國の政治、経済、社会各方面に、大規模な改革の必要がある。この改革は、戦前の水準に引き上げ、戦後の水準に引き上げるものである。

大田法律事務所

七、我が國の政治、経済、社会各方面に、大規模な改革の必要がある。この改革は、戦前の水準に引き上げ、戦後の水準に引き上げるものである。

八、我が國の政治、経済、社会各方面に、大規模な改革の必要がある。この改革は、戦前の水準に引き上げ、戦後の水準に引き上げるものである。

九、我が國の政治、経済、社会各方面に、大規模な改革の必要がある。この改革は、戦前の水準に引き上げ、戦後の水準に引き上げるものである。

十、我が國の政治、経済、社会各方面に、大規模な改革の必要がある。この改革は、戦前の水準に引き上げ、戦後の水準に引き上げるものである。

東京部中央区銀座三ノ五 新聞会館三下三〇号
 弁護士 大田 政作
 電話東京(英) 八八六八・八八六九

る 旺 評
盛 価
る さ
る れ
奇 て
泊 然
と る
自 ベ
信 き
を ぞ
以 コ
て ニ
進 プ
み レ
に ツ
い 7
も ス
の を
ぞ 捨
あ て

終

大田法律事務所

東京都中央区銀座三ノ五 新聞会館三F三〇〇号

弁護士 大田政作

電話東京(会共)八八六八・八八六九